令和7年度固定資産税のお知らせ

新築住宅で以下に該当する方は、令和7年度の固定資産税に減額措置等の終了や減額 割合に変更がありますのでお知らせいたします。ご留意ください。

〇新築住宅に対する減額措置を受けている方

- ② 長期優良住宅の方で、平成31(令和元)年中に新築した住宅
- ①又は②に新築された住宅については、令和7年度から1/2減額が終了し、本来の税額に戻ります。

O東日本大震災による代替家屋の特例措置を受けている方

- ①平成30年中に新築した住宅・・・令和7年度から1/3減額特例が終了し、本来の税額に戻ります。
- ②令和2年中に新築した住宅・・・・令和7年度から1/2減額特例が終了し、1/3減額となります。

新築家屋軽減(住居)

新築した住宅の固定資産税は、住宅が完成してから一定期間、床面積120㎡までの部分について<mark>税額が1/2</mark>に減額となる特例があります。

(一般的な戸建ては新築後3年間、認定長期優良住宅の一戸建ては新築後5年間、税額が1/2減額されます。)

〇一般住宅(新築後、**3年間** 床面積120㎡までの部分について税額が1/2減額)

居宅を建てた場合 ※物置等は対象外	建築年 R3年中	課税 1年目 R4年度	課税 2年目 R5年度	課税 3年目 R6年度	課税 4年目 R7年度	課税 5年目 R8年度	課税 6年目 R9年度~	
新築家屋(通常) 120㎡分 3年間固定資産税が1/2減額		1/2減額(120㎡分)			通常課税(減額終了)			

○長期優良住宅(新築後、5年間 床面積120㎡までの部分について税額が1/2減額)

居宅を建てた場合 ※物置等は対象外	建築年 H31(R元) 年中	課税 1年目 R2年度	課税 2年目 R3年度	課税 3年目 R4年度	課税 4年目 R5年度	課税 5年目 R6年度	課税 6年目以降 R7年度~	
新築家屋(長期優良) 120㎡分 5年間固定資産税が1/2減額			1/2洞	【額(120	m分)		通常課税 (減額終了)	

東日本大震災による被災代替家屋の特例措置

震災時に所有していた家屋のり災判定を受け解体を行い、同じ用途で代わりに新しい家を建てた場合、一定期間、税額の減額があります。※ 特例の条件は、一部例外等があります。(建物が帰還困難区域に存在する場合等)

- ① 震災時に所有していた家屋の面積分、不動産取得税が減額されます。
- ② 震災時に所有していた家屋の面積分、固定資産税が減額されます。 計6年間減額されます。(4年間は1/2減額され残り2年間は1/3減額されます。)
- ○被災代替家屋(新築後、4年間は税額1/2減額、残り2年間は税額1/3減額)

	建築年 H30年中	課税 1年目 H31(R元)年度	課税 2年目 R2年度	課税 3年目 R3年度	課税 4年目 R4年度	課税 5年目 R5年度	課税 6年目 R6年度	課税 7年目以降 R7年度~
被災代替家屋			1/2減額			1/3	咸額	通常課税 (減額終了)